

山口県報

平成26年
9月5日
(金曜日)

目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）……………二

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の休止の届出（厚政課）……………三

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（五件）（厚政課）……………三

保安林指定の解除（萩市）（森林整備課）……………五

保安林の指定（山口市）（森林整備課）……………五

○公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（二件）（県民生活課）……………六

建設業の許可の取消し（監理課）……………六

○公安委告示

警備員指導教育責任者講習の実施……………六

山口県告示第二百九十五号



瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可の申請が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年九月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年九月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /回)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間
四七―ロ	〇・〇五	平成二六、一 一〇、一	平成二六、一 一、一五	平成二六、一 二、一	断 続 時間 〇・〇二 変動なし
四七―ハ	〇・二	〃	〃	〃	時間 〇・〇一 〃
〃	〇・〇五	〃	〃	〃	時間 〇・〇二 〃

備考 「四七―ロ」及び「四七―ハ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設及び分離施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (mg/l) (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	
〃	〃	〃	〃	〇・〇〇一
四七ー八	〃	〃	〃	〇・〇〇二
四七ー口	七 八、六	九八、五〇〇	二〇〇,〇〇〇	〇・〇〇二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値			排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (mg/l) (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	
No. 10 排 水 口	七・五	四・三	一三	八五、三三一・九
No. 8 排 水 口	〃	〃	〃	八五二、一二〇
No. 7 排 水 口	八・三	三・一	〃	六四八、〇〇〇
No. 6 排 水 口	〃	〃	七	九一、二〇〇
No. 3 排 水 口	七・五	三・五	一八	一〇、〇〇〇
No. 2 排 水 口	七・二	六・二	二二	五〇、二九九・九
No. 1 排 水 口	七・四 九、六	一〇・九	二五	二八、一三三・八

の届出があった。

平成二十六年九月五日

山口県告示第百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	所在地	事業の種類	廃止年月日
さんコープ・山口居宅介護支援事業所	山口市本町二丁目一番一六号	さんコープ在宅介護サービス	さんコープ在宅介護サービス	山口市本町二丁目一番一六号	山口市本町二丁目一番一六号	訪問介護	平成二六、七、三一
アールサポーター株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四番一四号	アールサポーター	アールサポーター	駅通り一丁目三番一六号	山口市本町二丁目一番一六号	福祉用具貸与	〃
さんコープ・山口居宅介護支援事業所	山口市本町二丁目一番一六号	さんコープ在宅介護サービス	さんコープ在宅介護サービス	本町二丁目一番一六号	山口市本町二丁目一番一六号	〃	〃
さんコープ・山口居宅介護支援事業所	山口市本町二丁目一番一六号	さんコープ在宅介護サービス	さんコープ在宅介護サービス	本町二丁目一番一六号	山口市本町二丁目一番一六号	〃	〃

平成二十六年九月五日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	所在地	事業の種類	休止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセンター徳山訪問看護ステーション	ニチイケアセンター徳山訪問看護ステーション	周南市城ヶ丘三丁目一五番一〇号	周南市城ヶ丘三丁目一五番一〇号	訪問看護	平成二六、四、一
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセンター徳山訪問看護ステーション	ニチイケアセンター徳山訪問看護ステーション	周南市城ヶ丘三丁目一五番一〇号	周南市城ヶ丘三丁目一五番一〇号	訪問看護	平成二六、四、一

山口県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年九月五日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	所在地	事業の種類	廃止年月日
さんコープ・山口居宅介護支援事業所	山口市本町二丁目一番一六号	さんコープ在宅介護サービス	さんコープ在宅介護サービス	山口市本町二丁目一番一六号	山口市本町二丁目一番一六号	訪問介護	平成二六、七、三一
アールサポーター株式会社	東京都渋谷区本町一丁目四番一四号	アールサポーター	アールサポーター	駅通り一丁目三番一六号	山口市本町二丁目一番一六号	〃	〃
さんコープ・山口居宅介護支援事業所	山口市本町二丁目一番一六号	さんコープ在宅介護サービス	さんコープ在宅介護サービス	本町二丁目一番一六号	山口市本町二丁目一番一六号	〃	〃

山口県告示第二百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を休止した旨の届出があった。

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社NS	長門市西深川一〇〇九	訪問看護ステーションすこやか	訪問看護ステーションすこやか	長門市東深川一五七四の二	長門市東深川一五七四の二	訪問看護	平成二六、五、一
株式会社薬明	岩国市南岩国町一丁目三〇番一六号	ほのぼの薬局	ほのぼの薬局	山口市大内御堀九三七の二	山口市大内御堀九三七の二	居宅療養管理指導	〃
株式会社YI	宇部市大字中	第3希望苑デ	第3希望苑デ	宇部市大字中	宇部市大字中	通所介護	〃
株式会社YI	宇部市大字中	第3希望苑デ	第3希望苑デ	宇部市大字中	宇部市大字中	通所介護	〃

医療法人樹一 会	山口市駅通り 二丁目一〇番 七号	山口病院通所 介護こもれ日 二丁目八番五 号	〃	〃	〃	七、 〃
株式会社Pee rsonho od	柳井市南町七 丁目九番一 号	デイサービス センター一陽	柳井市南町七 丁目九番一 号	〃	〃	〃 〃
有限会社浦喜 寝具装飾店	岩国市元町三 丁目六番二〇 号	ケアサポート YUKI(有浦 喜寝具装飾店 号	岩国市平田六 丁目二五番七 号	福祉用 具貸与	〃	八、 〃
有限会社カガ ミ	〃 南岩国 町一丁目二四 番一四号	有限会社カガ ミ	〃 南岩国 町一丁目二四 番一四号	〃	〃	四、 〃
株式会社西日 本光洋	柳井市稲荷六 七六四の一	株式会社西日 本光洋周南営 業所	周南市大字久 米七一七の一	〃	〃	〃 〃

山口県告示第二百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年九月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者 名称 所在地	指定年月日
株式会社ツクイ 横浜市港南区上 大岡西一丁目六 番一號	ツクイ宇部 宇部市岬町二丁 目一番一八号	平成二六、 七、 一
福祉生活協同組 合さんコープ 山口市桜島二丁 目二二二の八	さんコープ・山 口居宅介護支援 事業所 山口市本町二丁 目一番一六号	〃 八、 〃
株式会社国昇福 祉サービス 山陽小野田市中 央二丁目五番二 三號	ヘルパーステー ションかえで 山陽小野田市中 央二丁目五番二 三號	〃 〃 〃

山口県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年九月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

特定福祉用具販売事業者 名称 主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業者 名称 所在地	指定年月日
有限会社浦喜 寝具装飾店	岩国市元町三丁 目六番二〇号 ケアサポート YUKI(有浦喜 寝具装飾店 目二五番七号	平成二六、 八、 一
有限会社カガミ	〃 南岩国町 一丁目二四番一 四号	〃 四、 〃

山口県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年九月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業者 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社NS 長門市西深川 一〇〇九	訪問看護ステ ーションす こやか	長門市東深川 一五七四の二 防訪問 看護	平成二六、 五、 一
株式会社薬明 館 岩国市南岩国 町一丁目三〇 番一六号	ほのぼの薬局	山口市大内御 堀九三七の二 介護予 防居宅 療養管 理指導	〃 七、 〃
株式会社YI Cトラスト 宇部市大字中 の部一五七〇	第3希望苑デ ィサービスセ ンター の部一五七〇	宇部市大字中 の部一五七〇 介護予 防所	〃 四、 〃
医療法人樹一 会 山口市駅通り 二丁目一〇番 七号	山口病院通所 介護こもれ日 二丁目八番五 号	山口市駅通り 二丁目八番五 〃	〃 七、 〃
株式会社Pee rsonho od	柳井市南町七 丁目九番一 号	〃	〃 〃
有限会社浦喜 寝具装飾店	岩国市元町三 丁目六番二〇 号	ケアサポート YUKI(有浦 喜寝具装飾店 号	〃 八、 〃

有限会社カガミ	〳 南岩国 町一丁目二四番一四号	有限会社カガミ	〳 南岩国 町一丁目二四番一四号
株式会社西日本光洋	〳 柳井市稲荷六七六四の一	株式会社西日本光洋周南営業所	〳 周南市大字久米七七一の一

山口県告示第三百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年九月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称 主たる事務所 の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称 所 在 地	指定年月日
有限会社浦喜寝具装飾店	岩国市元町三丁目六番二〇号	平成二六、八、一
有限会社カガミ	〳 南岩国町 一丁目二四番一四号	〳 〳 〳
有限会社カガミ	〳 南岩国町 一丁目二四番一四号	〳 〳 〳
ケアサポートYUKI(有)浦喜寝具装飾店	岩国市平田六丁目二五番七号	〳 〳 〳
有限会社カガミ	〳 南岩国町 一丁目二四番一四号	〳 〳 〳

山口県告示第三百三三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十六年九月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
萩市大字高佐下字上足谷七七七の一・七七七の二・七七七の一・七七七の二三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百三四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年九月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
山口市阿東地福下字鷹ノ巣四一九、四一九の一、四一九第二、四二〇第四（次の図に示す部分に限る。）、四二二第五から四二二第一一まで、四二二第一四、四三六から四四一まで、四四二の一から四四二の三まで、四四三から四四四まで、四六四、字埜下七五四の一（次の図に示す部分に限る。）、字鶴ノ岩二一五三の五一、二一五三の五六から二一五三の六五まで、字帯谷二一五三の一七〇、二一五三の一七一、阿東嘉年下字寺屋敷七二七、字毛木屋七二八、二一八四、字長迫七二九から七三六まで、七四〇、七四一、字流田七四二一、七四二第二、字仏ヶ埜七八一の一、字蕪ヶ埜七八六、字伊勢ヶ埜二二四三、二二四四
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山口市阿東地福下字鷹ノ巣四一九・四一九の一・四二〇第四・四二二第八・四二二第九・四二二第一一・四二二第一四・字埜下七五四の一・阿東嘉年下字寺屋敷七二七・字長迫七二九から七三二まで・七四〇・字仏ヶ埜七八一の一・字伊勢ヶ埜二一四三・二一四四（以上一七筆について次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。〕



(三二〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年十月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人社会起業ネットワーク

代 表 者 の 氏 名 山本 哲史

主たる事務所の所在地 東京都港区浜松町一丁目一〇番一三三号

(三一〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年十月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口市県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人やまぐち県民ネット二一

代 表 者 の 氏 名 辻 正二
主たる事務所の所在地 山口市大殿大路一三五番地の二

(三二二) 建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

平成二十六年九月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 処分をした年月日

平成二十六年八月二十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称 鎌田工業株式会社

主たる営業所の所在地 宇部市西宇部北五丁目九番三〇号

代 表 者 の 氏 名 鎌田 松男

許 可 番 号 山口県知事許可（般一四）第二〇〇四一号

三 処分の内容

とび・土工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

鎌田工業株式会社が、法第八条第七号に該当する役員についてその者が同条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面を作成し、これを添付して建設業の許可申請を行い、平成二十四年八月十七日付けとび・土工事業に関する法第三条第一項の許可を受け、このことが法第二十九条第一項第五号に該当する。



山口県公安委員会告示第三十九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十六年九月五日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

平成二十六年十月二十七日（月曜日）から同月三十日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月三十一日（金曜日）の午前九時から午後五時三十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成二十六年十月三十日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月三十一日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第三号に規定する業務（以下「第三号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四條に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和

六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二

項に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者
三 受講申込書の受付期間

平成二十六年九月十六日（火曜日）から同月十九日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第三号警備業務従事証明書」という。）、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余

白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活環境課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習

平成二十六年十月二十七日（月曜日）から同月三十日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月三十一日（金曜日）の午前九時から午後零時四十分まで

イ 追加取得講習

平成二十六年十月三十日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月三十一日（金曜日）の午前九時から午前十一時三十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第四号に規定する業務（以下「第四号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 追加取得講習

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

平成二十六年九月十六日（火曜日）から同月十九日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活環境課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。